

## 須賀川商工会議所創立70周年記念事業

### 須賀川商工会議所会員事業所優良従業員表彰実施要綱

1. 本商工会議所の会員事業所の従業員であって、同一事業所に10年以上勤続し、その成績が優秀な者を表彰する。

ただし、勤続5年以上にして成績が特に優秀な者に対しては、前項の規定にかかわらず表彰することができる。

2. 表彰は須賀川商工会議所会頭名とし、表彰状と記念品を贈呈する。

3. 勤続30年以上にわたり勤務成績が特に優秀な者に対しては、日本商工会議所会頭と須賀川商工会議所会頭の連名で表彰する。

4. 表彰は会員事業所の推薦に基づき常議員会において審査のうえ決定する。

5. 表彰についての事業所からの推薦人数は原則として次の区分による。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 従業員200人以上の事業所       | 10人以内 |
| (2) 従業員100人以上200人未満の事業所 | 5人以内  |
| (3) 従業員30人以上100人未満の事業所  | 3人以内  |
| (4) 従業員30人未満の事業所        | 1人    |

6. 当該事業所は、記念品代として次の負担金を負担するものとする。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| (1) 30年以上の勤続者1人につき | 5,000円 |
| (2) 30年未満の勤続者1人につき | 3,000円 |

7. 勤続年数の算定は途中退職した者は途中退職前の勤続年数は算入しない。

(1) 勤続年数とは、同一の須賀川商工会議所会員事業所に勤務した年数をいう。

(2) 計算の基準日は11月1日とする。

8. 表彰日は11月23日勤労感謝の日とするが、都合により変更することができる。

◎令和4年度 日時：令和4年11月22日（火）午前11時～

場所：ホテル虎屋

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、表彰式の内容が変更となる可能性がありますので予めご了承ください。

9. 推薦書の提出期限

令和4年9月30日（金）までに、須賀川商工会議所事務局へ提出する。